

賛助会員規程

平成元年8月11日
規程（機）第2号

（途中改正省略）

最終改正 平成25年4月1日
（別紙省略）

第1条 この規程は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）定款第6条第1項、同条第3項、第7条第2項及び第9条の規定に基づき、全基連の賛助会員に関する事項を定める。

第1条の2 全基連の目的、事業活動に賛同し、全基連定款第6条第3項の規定に基づき、会長の承認を得た事業主若しくは事業主の団体を第1種賛助会員とし、個人を第2種賛助会員とする。

第2条 賛助会員として入会を希望する者は、別紙1の賛助会員入会申込書を会長に提出しなければならない。

第3条 賛助会員は、全基連定款第7条第2項の規定に基づき、毎年度、次の各号に規定する一定額の賛助会費（以下「会費」という。）を納入しなければならない。ただし、年度途中で入会する場合の会費は、年額に、加入月数／12を乗じた額（100円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- (1) 第1種賛助会員 年額1口3万円（1口以上入会可）
- (2) 第2種賛助会員 年額1口1万円（1口以上入会可）

第4条 会費は、原則として毎年度会費の納入依頼書が到達した日から50日以内に、納入しなければならない。

第4条の2 前2条に規定する会費は、その2分の1は公益目的事業会計のために、残余は法人会計のために使用する。

第5条 全基連は、賛助会員に、次の各号に規定する便宜を供与する。

- (1) 全基連メールマガジン（労働行政運営方針・通達等行政の動き、労働基準監督署の送検事例等）の無料配信（月2回）。
- (2) 全基連発行図書のパブリック購入割引。
- (3) 全基連の調査研究資料及び全基連発行のパンフレット、リーフレットの希望者への無料配布。

- (4) 全基連が実施する各種セミナー・研修等への参加費割引。
- (5) 人事労務関係の無料相談サービス（電子メールによる受付及び回答）

第6条 賛助会員は、原則として退会希望日の60日前までに、別紙2により賛助会員退会を申し出ることにより、任意に退会することができる。

第6条の2 前条の場合にあつては、既納の会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成25年4月1日規程第3号）

（適用期日）

- 1 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から適用する。
（従前の取り扱い）
- 2 前項の規定にかかわらず、この規程の適用期日前に適用した賛助会員の入会手続き（入会の可否を含む。）及び会費の使途等の取り扱いについては、なお従前の例による。